

掛川市条例第39号

掛川城公園駐車場条例をここに公布する。

平成27年12月24日

掛川市長

(別紙)

掛川城公園駐車場条例

(趣旨)

第1条 この条例は、掛川城公園駐車場の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 掛川城公園周辺における道路交通の円滑化を図るとともに、市民の利便性に資するため、掛川城公園駐車場（以下「駐車場」という。）を掛川市掛川1138番地の33に設置する。

(供用時間)

第3条 駐車場の供用時間は、規則で定める。

(駐車場の管理)

第4条 駐車場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者が行う駐車場の管理の業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 次条の規定による回数駐車券の交付、第9条の規定による駐車場の無料開放、第10条の規定による駐車拒否、第11条第3号の許可及び第12条の規定による供用の休止に関する業務
- (2) 第6条第1項の規定による利用料金の徴収、第7条の規定による利用料金の免除及び第8条ただし書の規定による利用料金の還付に関する業務
- (3) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理に関し市長が必要と認める業務

(回数駐車券の交付)

第5条 指定管理者は、駐車場の利用者（以下「利用者」という。）の利便を図るため、あらかじめ市長の承認を得て、回数駐車券を交付することができる。

(利用料金)

第6条 駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、駐車場の利用が終了した際に、利用者から徴収する。ただし、前条の規定により回数駐車券を交付する場合においては、これを交付する際に徴収する。

2 利用料金の額（次項に規定する額を除く。）は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 回数駐車券を交付する場合における利用料金の額は、前項の規定により定められた利用料金の額からその2割以内の範囲で指定管理者が市長の承認を得て定めた額を割り引いた額とする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の免除)

第7条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第8条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(無料開放)

第9条 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、一定の期間に限り駐車場を無料開放することができる。

2 指定管理者は、前項の規定により無料開放するときは、その旨及び無料開放する期間を公表しなければならない。

(駐車の拒否)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設又は駐車中の他の自動車を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。

(禁止行為)

第11条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設を損傷し、又は汚損すること。
- (3) 指定管理者の許可を得ないで飲食物その他物品を販売し、又は陳列すること。
- (4) 広告物、宣伝ビラ等を掲示し、又は配布すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(供用の休止)

第12条 指定管理者は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(損害の責任)

第13条 市は、駐車場内における自動車相互の接触等により生じた損害については、その賠償の責めを負わない。

(損害賠償の義務)

第14条 駐車場の施設を損傷し、又は汚損した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の手続)

第15条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に最も適合していると認める団体を指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、利用対象者の平等な利用及びサービスの向上を図るものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、駐車場の管理を行わなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年12月25日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、第15条の規定の例により行うことができる。
- 3 第6条第2項及び第3項の規定による承認は、この条例の施行前においても、別表に定める額の範囲内で行うことができる。

別表（第6条関係）

区 分	金 額
5時間まで30分ごとに	100円
5時間を超え24時間まで	1,000円
24時間を超える部分につき12時間ごとに	500円